

設 計 書

下水道施設課

	課長	課長補佐	課長補佐	施設第2係長		検 算	設計者

施行年度 令和 6 年度

件 名 彦島終末処理場ガラス修繕（2）

実施場所 下関市彦島福浦町一丁目28番31号

内 容 管理棟の破損したガラスの取替一式

履行期限 令和7年3月19日

設計金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

設 計 用 紙 下 関 市 上 下 水 道 局

仕 様 書

- 1 件名 彦島終末処理場ガラス修繕（2）
- 2 実施場所 下関市彦島福浦町一丁目28番31号
- 3 履行期限 令和7年3月19日
- 4 内容 管理棟の破損したガラスの取替一式
(1) 修繕場所については、別図1に示すものとする。
(2) ガラス取替箇所の詳細については別紙図2, 3に示すものとする。
- 5 提出書類 (1) 写真（施工前・施工中・完成が確認できるもの） 1部
(2) 完了届（以下の項目について記載されたもの） 1部
ア 件名
イ 内容
ウ 実施場所
エ 契約金額
オ 完了年月日
なお、修繕料については提出された完了届に基づく検査に合格したのち、支払うものとする。
(3) その他局職員が指示するもの。
- 6 注意事項 (1) 関係各種法令を厳守し、安全に作業を行うこと。
(2) 処理場の運転等に、支障を与えないこと。
(3) 天候の急変などの不測の事態が発生した場合には、作業中止を指示することがある。
(4) 作業に必要な軽微な電源（AC100V）、上水については、棟屋内のコンセントおよび近隣の散水栓より支給するが、効率的に作業を行いその使用は最少限にすること。
(5) 施工に当たり施設に損傷を与えた場合は、受注者の責任において、これを補修すること。
(6) 撤去材については、受注者にて適正に処分すること。
(7) 現場工程は、発注者との打ち合わせにより決めること。
(8) 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合、双方協議のうえ定めるものとする。